

Daitron

第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月30日（月曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
当社 6階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

目 次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	37
株主総会参考書類	45

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は廃止させていただきました。

議決権はインターネット等又は書面（郵送）により行使して下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2026年3月27日（金曜日）午後5時30分まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/7609/>



ダイトロン株式会社

(証券コード 7609)

2026年3月6日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

ダイトロン株式会社

代表取締役社長 土屋伸介

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.daitron.co.jp/ir/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/7609/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイトロン」又は「コード」に当社証券コード「7609」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年3月27日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

当社 6階 大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第74期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ・計算書類の「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日 時

2026年3月30日(月曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2026年3月27日(金曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2026年3月27日(金曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

●インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

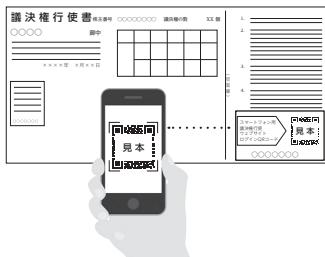
●ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

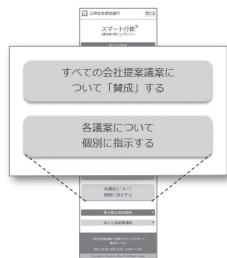
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



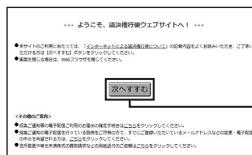
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。
 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことも可能です。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響を受けながらも雇用や所得環境の改善に加え、インバウンド需要の拡大等により緩やかに回復しました。また、企業の設備投資は人手不足を背景として緩やかに増加し、生産活動は原材料価格の高止まりの影響を受けながらも堅調に推移しました。

世界経済につきましては、米国の通商政策による影響が一部の産業に見られるものの、堅調に推移しました。しかしながら、ウクライナ・中東情勢など地政学リスクが予断を許さず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界につきましては、産業機器に関連する設備投資の需要は、在庫調整が進展し、AI、IoT分野に向けた需要は好調を維持しており、電子部品や製造設備の生産活動は堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、「第11次中期経営計画（2024年～2026年）」の基本方針に基づき、オリジナル製品の拡販や海外事業の拡大、新たな収益基盤となる新規ビジネスの創出に取り組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は103,142百万円（前年同期比10.3%増）、営業利益は7,010百万円（前年同期比13.1%増）、経常利益は7,156百万円（前年同期比13.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,923百万円（前年同期比12.4%増）となりました。

セグメントごとの概況は以下のとおりであります。

<国内販売事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品では、「半導体」のアナログICの販売が減少しましたが、半導体製造設備向け「電子部品&アセンブリ商品」のコネクタや車載向け「画像関連機器・部品」のカメラ・レンズ、「情報システム」のコミュニケーションシステムの販売が増加しました。製造装置では、半導体材料の生産向け「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」の販売が減少しましたが、データセンター用通信デバイス等の生産向け「電子部品製造装置」の販売が増加しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は71,834百万円（前年同期比10.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は4,060百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

<国内製造事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品を手掛ける部品事業部門では、特殊コネクタの販売が増加しました。製造装置を手掛ける装置事業部門では、通信用デバイス向け加工機や検査装置の販売が増加しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を上回りました。

この結果、セグメント間の内部売上高を含めた当セグメントの総売上高は13,039百万円（前年同期比13.5%増）となりました。外部顧客への売上高は4,443百万円（前年同期比14.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,202百万円（前年同期比59.3%増）となりました。

<海外事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品では、韓国市場で「画像関連機器・部品」の販売が減少しましたが、東南アジア市場で「電子部品&アセンブリ商品」、米国及び中国市場で「画像関連機器・部品」の販売が増加しました。製造装置では、東南アジア及び中国市場で「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」、中国市場で「電子部品製造装置」の販売が減少しましたが、米国及び欧州市場で「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」、東南アジア市場で「電子部品製造装置」の販売が増加しました。これらの要因により、売上、利益共に前年同期の実績を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は26,864百万円（前年同期比9.8%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,899百万円（前年同期比3.3%増）となりました。

セグメント別売上高

セグメント	第73期		第74期（当期）	
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
国内販売事業	65,184,135	69.7	71,834,162	69.6
国内製造事業	3,888,332	4.2	4,443,621	4.3
海外事業	24,470,451	26.1	26,864,692	26.1
合計	93,542,920	100.0	103,142,476	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は413百万円であります。

国内販売事業における主なものは、デモ用備品の取得11百万円、業務管理システムの導入8百万円であります。

国内製造事業における主なものは、生産設備等の取得38百万円、工場改修関連22百万円、子会社の工場拡張移転関連21百万円であります。

海外事業における主なものは、賃貸借契約に係る使用权資産29百万円、社用車の取得13百万円であります。

全社（共通）における主なものは、改装及びレイアウト変更関連55百万円、生産管理システムの更新46百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況特に記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2022年12月期)	第72期 (2023年12月期)	第73期 (2024年12月期)	第74期(当期) (2025年12月期)
売上高 (千円)	87,639,991	92,156,380	93,542,920	103,142,476
経常利益 (千円)	6,210,309	6,015,262	6,335,656	7,156,984
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	4,237,486	4,014,971	4,382,030	4,923,468
1株当たり当期純利益 (円)	190.89	180.82	197.30	232.32
総資産 (千円)	63,202,481	67,788,932	73,153,331	79,295,253
純資産 (千円)	26,012,531	29,451,331	33,003,579	35,586,000

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイトロン,INC.	4,000,000 米ドル	100%	北米市場における電子機器及び部品の製造、販売及び輸出入、製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	2,500,000 マレーシアリングギット	100%	マレーシア、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
大都電子(香港)有限公司	3,800,000 香港ドル	100%	香港、中国華南市場における電子機器及び部品等の販売、調達及び輸出入
大途電子(上海)有限公司	550,000 米ドル	100%	中国市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	1,500,000千 韓国ウォン	100%	韓国、東アジア市場における電子機器及び部品等の販売、調達及び輸出入
ダイトテック株式会社	10,000千円	100%	電子機器及び部品の製造及び販売
台湾大都電子股份有限公司	20,000,000 台湾ドル	100%	台湾市場における電子機器及び部品や製造装置の販売、調達及び輸出入
ダイトロン(シンガポール)PTE.LTD.	500,000 シンガポールドル	100%	シンガポール、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(オランダ)B.V.	700,000 ユーロ	100%	欧州市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(ベトナム)CO.,LTD.	300,000 米ドル	100%	ベトナム、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、国内外で技術の進歩や高度化・複雑化が加速する中で合従連衡が進むなど、変化の激しい事業環境が続いております。こうした環境下で生き残りを果たしていくためには、グローバルな視点で成長が期待される市場に注力し、付加価値の高い製品や商品の提供を行うことで安定的な成長と収益性を高めていくことが必要不可欠であると認識しております。

このような中、当社グループの更なる成長に向けた課題として、引き続き「事業の安定と新たな挑戦の指標である事業別構成比の変革」、「高収益体質の指標であるオリジナル製品比率の向上」、「成長の指標である売上高ベースの海外事業比率の向上」、「新たな収益となる柱の育成に向けた新規事業の創出」を推進していくことが必要不可欠であると認識しております。

これらの課題に対処すべく、2024年を初年度とする三ヵ年の中期経営計画「第11次中期経営計画（2024年～2026年）」を策定いたしました。「第11次中期経営計画」では、第10次中期経営計画から引き続き成長性を重視した経営により、事業構造の変革を図り、持続的な拡大を押し進めて行くため、長期ビジョンとして「グループ・ステートメント」を基軸とし、第11次中期経営計画の「大方針」、「事業戦略」を規定しております。

[長期ビジョン]

○グループ・ステートメント

「Creator for the NEXT」

～グローバルな観点で市場を捉え、お客様ニーズの一步先の価値を創造し、提供する～

[第11次中期経営計画]

○大方針

- ・「技術立社として、グローバル市場で成長し、売上高1,000億円を超える企業」
- ・「電機・電子を通じて広く社会へ豊かな暮らしを提供する企業」
- ・「社員にとって、働き甲斐があり、誇りに思える企業」
- ・「一致団結の強さと同時に、自律能動的に動く組織文化を持つ企業」

○事業戦略

① 安定成長の基礎となる国内ビジネスの補強

当社の強みである、地域に密着した営業を更に推し進めるべく、有望地域への拠点新設も検討しております。また、成長・拡大が見込める顧客に対して、より深く、より広く展開し、更に関係を強化してまいります。

② 成長戦略の核となる海外ビジネスの強化

中国をはじめとした東アジア、東南アジア市場における電子商材関連の拡充や、欧米における電子ビジネスの拡充など、重点的に深耕、開拓する市場を選定し、販売を強化してまいります。また、インド、米国、中国の販売拠点新設や東南アジアの製造拠点新設も検討してまいります。

③ グローバル生産体制の強化

第10次中期経営計画で中部工場を中核とした体制を構築してきました。これらの体制を基礎に、引き続き国内外における生産能力の強化、効率化を進めてまいります。

④ 製品の高付加価値化に向け技術・製品開発と知財戦略の強化

中部工場を中核とした体制強化を引き続き推し進め、今後の技術・製品の高付加価値化に必要な不可欠なソフトウェア関連技術を強化してまいります。また、コア技術の明確化と保有する技術の棚卸による知財管理の基盤整備を進めてまいります。

⑤ 事業サポート機能の強化

持続的な成長を支えていくための基盤づくりとして、DXの推進、広報・IRといったコーポレート部門の強化を行ってまいります。また、人的資本経営による人材価値の向上にも注力してまいります。

⑥ ESG経営の推進

サステナビリティへの取組みによる持続可能な社会実現への貢献のため、サステナビリティ委員会活動を推進しております。また、コーポレートガバナンス・コードへの対応、コーポレート・ガバナンスの強化も注力してまいります。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、AI、IoT等が関連するICT市場の拡大に加え、自動車やロボットの自動化に関連する機器や設備の需要拡大が見込まれる状況であります。

当社グループは前述の事業戦略に基づき、“エレクトロニクス業界の技術立社”として、すべてのステークホルダーと共に、グローバル市場に新たな価値を共創してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

① 当社グループの主な取扱商品・製品

(電子機器及び部品)

- ・ 電子部品&アセンブリ商品
コネクタ、ハーネス、PCBアセンブリ、機器組立配線、その他
- ・ 半導体
アナログIC、高周波IC、映像用IC、その他
- ・ エンベデッド(組込み用ボード)システム
産業用カスタムPC、表示システム、組込み用シングルボードコンピュータ、その他
- ・ 電源機器
スイッチング電源、無停電電源装置、トランス、その他
- ・ 画像関連機器・部品
CMOSカメラ、レンズ・照明、画像処理装置、その他
- ・ 情報システム
ビデオ/音声会議システム、非接触ICカードシステム、その他
- ・ 電子機器及び部品のその他
エコ関連商品、その他

(製造装置)

- ・ 光デバイス製造装置
LD用製造装置、LED用製造装置、その他
- ・ LSI製造装置
通信用デバイス製造装置、パワーデバイス製造装置、その他
- ・ フラットパネルディスプレイ製造装置
液晶パネル製造装置、有機ELパネル製造装置、その他
- ・ 電子材料製造装置
シリコンウェーハ製造装置、化合物ウェーハ製造装置、その他
- ・ エネルギーデバイス製造装置
太陽電池製造装置、リチウムイオン電池製造装置、その他

② セグメント別事業内容

・国内販売事業

前記取扱商品全般につき、当社グループ内及び国内外の仕入先から仕入れ、主に国内の顧客及び当社グループ内向けに販売を行っております。

・国内製造事業

前記取扱商品の内、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品や電源機器、画像関連機器・部品、製造装置の光デバイス製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、電子材料製造装置等の開発、製造及び販売を行っております。

・海外事業

前記取扱商品全般につき、海外各地域の市場を対象に販売及び輸出入、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品の製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

事業所	所在地
本社	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
東京本部	東京都千代田区麹町三丁目6番地
名古屋支店	名古屋市中区栄三丁目10番22号
営業拠点	東日本エリア営業部 宮城県・茨城県・栃木県・東京都・神奈川県・長野県 中部日本エリア営業部 石川県・静岡県・愛知県 西日本エリア営業部 京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・熊本県 電子デバイス営業部 東京都・大阪府 情報システム営業部 東京都・大阪府 機械営業部 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県 海外営業部 東京都 グリーン・ファシリティ部 東京都・岐阜県・大阪府
物流拠点	商品仕入部 東京都・岐阜県・大阪府
製造拠点	装置事業部門 東京都・石川県・愛知県・京都府 部品事業部門 東京都・愛知県・滋賀県
海外拠点	マニラ駐在員事務所 フィリピン(マニラ)

② 子会社

会 社 名	主 要 な 事 業 所
ダイトロン,INC.	本社 米国 (オレゴン州) 工場 米国 (ネブラスカ州)
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	本社 マレーシア (クアラルンプール)
大都電子(香港)有限公司	本社 中国 (香港)
大途電子(上海)有限公司	本社 中国 (上海)
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	本社 韓国 (ソウル)
ダイトテック株式会社	本社 大阪府 工場 広島県
台灣大都電子股份有限公司	本社 台湾 (台北)
ダイトロン(シンガポール)PTE.LTD.	本社 シンガポール (シンガポール)
ダイトロン(オランダ)B.V.	本社 オランダ (アイントホーフェン)
ダイトロン(ベトナム)CO.,LTD.	本社 ベトナム (ハノイ)

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内販売事業	477 (67) 名	24名増 (3名減)
国内製造事業	279 (210)	8名増 (15名増)
海外事業	273 (52)	18名増 (24名減)
全社 (共通)	88 (7)	6名増 (1名増)
合計	1,117 (336)	56名増 (11名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は () 内に労働時間を基に換算した年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
877 (248) 名	38名増 (8名増)	41.8歳	15.1年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は () 内に労働時間を基に換算した年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	140,950千円
株式会社三菱UFJ銀行	117,458千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 40,000,000株
 (注) 2026年1月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は40,000,000株増加し、80,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 10,633,349株
 (自己株式100,716株を含む)

(注) 1. 2025年4月1日付にて実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は522,630株減少し、10,633,349株となっております。

2. 2026年1月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は10,633,349株増加し、21,266,698株となっております。

③ 株主数 6,927名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,100千株	10.4%
公益財団法人ダイトロン福祉財団	1,000	9.4
光通信KK投資事業有限責任組合	443	4.2
大 森 康 行	400	3.7
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	395	3.7
ダイトロン従業員持株会	279	2.6
ダイトロン取引先持株会	188	1.7
日本生命保険相互会社	181	1.7
野村信託銀行株式会社(投信口)	172	1.6
株式会社みずほ銀行	139	1.3

(注) 持株比率は自己株式(100,716株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1,300株	3名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「(3) 会社役員状況 ⑥ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、当事業年度中に退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の消却

当社は、2025年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で自己株式522,630株を消却しております。

ロ. 自己株式の取得

当社は、2025年2月6日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を650,000株、取得価額の総額の上限を1,775,800,000円として、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、2025年2月7日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における買付けにより、取得価額の総額1,586,472,400円にて自己株式580,700株を取得しております。

ハ. 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当事業年度においては、2025年3月28日開催の取締役会において業績連動型株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月28日付で業務執行取締役3名（退任した業務執行取締役1名を含む）、委任型執行役員2名、雇用型執行役員4名及び理事16名に対し、自己株式3,800株の処分を行っております。

ニ. 譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式（自己株式）の処分

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月5日付で従業員39名に対し、自己株式3,900株の処分を行っております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	土 屋 伸 介	最高経営責任者 兼 最高執行責任者 ダイトロン,INC. Director,Chairman
代表取締役専務	毛 利 肇	管理本部長
取 締 役	和 田 徹	フェニックス法律事務所 共同代表
取 締 役	今 矢 明 彦	
取 締 役	細 谷 和 俊	
取締役 (常勤監査等委員)	氏 原 稔	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	北 嶋 紀 子	フェニックス法律事務所 共同代表 大栄環境株式会社 社外取締役 (監査等委員) 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ロック・フィールド 社外取締役
取締役 (監査等委員)	中 山 聡	中山聡公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員 フジッコ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	南 葉 子	南葉子社会保険労務士事務所 所長

- (注) 1. 当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏、並びに取締役 (監査等委員) 北嶋紀子氏、中山聡氏及び南葉子氏は、社外取締役であります。
3. 取締役和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏、並びに取締役 (監査等委員) 北嶋紀子氏、中山聡氏及び南葉子氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の有価証券上場規程に定める独立役員としての届出をしております。
4. 取締役 (監査等委員) 北嶋紀子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務等に関する高度な専門的見識を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 中山聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 (監査等委員) 南葉子氏は、社会保険労務士として労務に関する高度な専門的見識を有しております。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、氏原稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	土 屋 伸 介	最高経営責任者 兼 最高執行責任者
専 務 執 行 役 員	幾 谷 慎 司	M&Sカンパニー プレジデント
専 務 執 行 役 員	毛 利 肇	管理本部長
常 務 執 行 役 員	千 原 恒 人	D&Pカンパニー プレジデント
執 行 役 員	三 尾 高 之	D&Pカンパニー 部品事業部門長
執 行 役 員	田 中 晃 生	海外事業本部長
執 行 役 員	山 本 隆 弘	M&Sカンパニー 電子事業部長
執 行 役 員	加 藤 正 晴	M&Sカンパニー グリーン・ファシリティ事業部長
執 行 役 員	井 上 吉 和	管理本部副本部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
前 績 行	2025年3月28日	任 期 満 了	取締役会長 ダイトロン,INC. Director,Chairman
木 村 安 壽	2025年3月28日	任 期 満 了	社外取締役 木村公認会計士事務所 所長 株式会社シノプス 社外取締役（監査等委員）
氏 原 稔	2025年3月28日	任 期 満 了	常勤監査役
北 嶋 紀 子	2025年3月28日	任 期 満 了	社外監査役 フェニックス法律事務所 共同代表 大栄環境株式会社 社外取締役（監査等委員） 多木化学株式会社 社外取締役（監査等委員）
中 山 聡	2025年3月28日	任 期 満 了	社外監査役 中山聡公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員 フジッコ株式会社 社外取締役（監査等委員）

(注) 当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役氏原稔氏、北嶋紀子氏及び中山聡氏は任期満了により退任し、全員が同日付で監査等委員である取締役に就任しております。
また、取締役前績行氏及び木村安壽氏は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役であるものを除く）が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令に定める額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役土屋伸介氏、毛利肇氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏並びに取締役（監査等委員）氏原稔氏、北嶋紀子氏、中山聡氏及び南葉子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象としないこととしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イ.において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判

断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

基本報酬は月例の固定の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、報酬額を決定しております。算定方法につきましては、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて報酬額案を算出し、算出結果を任意の諮問機関である報酬委員会による審議の後、その答申に基づき取締役会で決定しております。

b. 業績連動報酬等（金銭報酬）に関する方針

金銭報酬としての業績連動報酬は、各事業年度の業績や従業員賞与の水準を考慮し報酬額を決定しております。算定方法につきましては、代表取締役社長が上記の決定方針に基づいて当事業年度の業績評価を行い、その評価を基に予め定めた基準に基づいて個人別報酬額案を策定しております。この個人別報酬額案につき、任意の諮問機関である報酬委員会による審議の後、その答申に基づき取締役会で決定しております。

c. 株式報酬（非金銭報酬等かつ業績連動報酬）に関する方針

株式報酬は、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）とし、当社の業務執行取締役に対して、業務執行取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役会が別途定める期間中の業績の数値目標を取締役会にて予め設定し、当該数値目標の達成度及び業務執行取締役の役位等に応じて算定される数の株式及び金銭を、毎年特段の事情がない限り定時株主総会後に付与します。なお、採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を報酬委員会の答申を踏まえて取締役会において決定するものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については報酬委員会において検討し、取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。

e. 監査等委員である取締役の報酬の決定方針

監査等委員である取締役の報酬等につきましては、報酬限度額の範囲内にて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	182,895 (35,700)	114,540 (27,300)	63,738 (8,400)	4,617 (-)	7 (4)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	52,600 (27,300)	32,400 (18,900)	20,200 (8,400)	- (-)	4 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5,070 (2,400)	5,070 (2,400)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	240,565 (65,400)	152,010 (48,600)	83,938 (16,800)	4,617 (-)	14 (9)

- (注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く。)には、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。なお当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記の監査役には、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。当該監査役3名(うち社外監査役2名)につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、全員が取締役(監査等委員)に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結売上高成長率及び連結経常利益率等であり、当社の成長性及び収益状況を示す客観的数値であることから当該指標を選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。なお、連結売上高成長率の当事業年度の実績は10.3%であり、連結経常利益率は目標4.0%に対し、当事業年度の実績は6.9%であります。
5. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等双方の性格を有する報酬として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。対象取締役に対し支給する業績連動型株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標はROE(自己資本利益率)の目標値である12%の達成状況であり、「第11次中期経営計画(2024年~2026年)」において目標値として設定していることから当該指標を選択しております。なお、当事業年度の実績は14.4%(目標値+2%以上4%未満)であります。また、業績連動型株式報酬額の算定方法は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
6. 監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1991年9月20日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

ます。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

また、この報酬限度額とは別枠で、2024年3月28日開催の第72期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額として年額35,000千円以内、株式数の上限を年間10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く。）は3名です。

監査役の報酬限度額は、1999年3月30日開催の第47期定時株主総会決議において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

7. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち社外取締役3名）です。
 また、この報酬限度額とは別枠で、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額として年額35,000千円以内、株式数の上限を年間10,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は2名です。
 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
8. 当社は、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。
 これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し10,700千円の役員退職慰労金を支給しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
社外取締役	和田 徹	フェニックス法律事務所 共同代表	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	北嶋 紀子	フェニックス法律事務所 共同代表 大栄環境株式会社 社外取締役 (監査等委員) 多木化学株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ロック・フィールド 社外取締役	特別の関係はありません。
	中山 聡	中山聡公認会計士事務所 所長 監査法人京立志 代表社員 フジッコ株式会社 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
	南 葉子	南葉子社会保険労務士事務所 所長	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	和田 徹	取締役会 18/18回	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にグループの経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長・指名委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会・指名委員会の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
	今矢明彦	取締役会 18/18回	過去にグローバルに事業を展開する企業グループの経営者を務めていたことから、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。主に経営者としての視点から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にグループの経営について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定の決定過程における監督機能を主導しております。
	細谷和俊	取締役会 18/18回	過去に当社と類似の事業分野においてグローバルに展開するメーカーの経営者を務めていたことから、当社グループの経営環境や業界動向を的確に判断し、モノづくりにおける高度な専門的見識から有益な意見や指摘を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

区分	氏名	取締役会・ 監査役会・ 監査等委員会への 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	北嶋紀子	取締役会 18/18回 監査役会 4/4回 監査等委員会 10/10回	主に弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。さらに、報酬委員会の委員・指名委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会・指名委員会の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
	中山聡	取締役会 18/18回 監査役会 4/4回 監査等委員会 10/10回	主に公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。さらに、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬委員会の全てに出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
	南葉子	取締役会 14/14回 監査等委員会 10/10回	主に社会保険労務士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、社外取締役（監査等委員）北嶋紀子氏、中山聡氏及び南葉子氏は同株主総会において、新たに選任され就任しております。
2. 社外取締役（監査等委員）南葉子氏は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
I 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000千円
II 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記Iの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2025年3月28日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。それに伴い、2025年3月28日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を改定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの社会的信頼の維持、業務の公正性を確保することを目的としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は役員及び従業員の行動規範として、コンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

取締役会は取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通と相互の業務を監督することとする。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めることとする。更に、各取締役の職務執行について監査等委員会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存することとする。また、取締役は常時これらの文書等を閲覧できることとする。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループのリスク管理を体系的に行うことを目的としてリスク管理規程を制定し、「リスク管理責任者」及び各部署での「リスク管理担当者」を任命する。また、それらを統括する組織としてグループリスク管理委員会を設置して、未然防止対策の策定及び進捗管理を行うと共に、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することとする。

なお、情報セキュリティに係るリスクに対しては、「情報セキュリティ管理規程」にて「情報セキュリティ最高責任者」及び「情報セキュリティ責任者」を任命し、グループリスク管理委員会と連携してリスク管理体制を整備することとする。

④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営環境変化に対応し現場における意思決定をより迅速にするため、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能及び責任の分担を明確にすることとしている。その他、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を制定し、それぞれの業務の責任及び

執行手続の詳細について定め、その適切な運営を図ることとする。

子会社については、当社の基準に準拠した職務権限等を規定し、その適切な運用を図ることとする。

- ⑤ 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置する等、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めている。なお、違反の疑義があるような行為が発生したときには、リスク管理規程に基づき迅速な情報収集・対処と情報開示を適時適切に行うこととする。

法令に則した諸規程を制定しており、監査室はその遵守状況について監査を行い、取締役及び監査等委員会に報告することとする。

- ⑥ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社のグループ各社の取締役等は、グループ経営管理規程に基づき、法定事項に加え当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について当社に報告することとする。

- ⑦ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は常にグループレベルでの経営状況を把握し、グループ企業価値の最大化に向けた中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、また、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進することとする。

当社と一体となったグループ経営管理体制を構築するため、グループ経営管理規程を制定し、これに基づいた運営を子会社に求めることとする。

グループ全社でダイトロングループ行動憲章に基づいた業務活動を行うことにより、コンプライアンスの維持向上を目指すこととする。

当社の監査等委員及び当社の子会社の監査役（社外監査役含む）を構成員とするグループ監査役等連絡会を定期的に開催し、グループ各社の監査に関する情報及び意見を交換し、グループ全体の企業統治を担える体制をとることとする。

- ⑧ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務の補助は、監査室がその職務を行うこととする。

監査等委員会の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。

監査室長の人事異動に関しては、監査等委員会の承認を得た上で取締役会にて決定することとする。

- ⑨ 当社並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会は監査等委員会に対して、当社及び当社の子会社における次の事項を報告することとする。

- a) 会社に著しい損害を及ぼす事項
- b) 毎月の経営状況として重要な事項
- c) 監査室の監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- d) 重大な法令・定款違反
- e) その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、役員及び従業員に対して報告を求めることができることとする。

監査等委員会に対して報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、コンプライアンスマニュアルにおいて通報者が不利益を被ることはないことと定めることとする。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の監査業務に係る費用は会社が負担し、その必要額は年間予算を設定して確保することとする。

監査等委員より監査費用の前払請求や立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払うこととする。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会監査等基準の定めに基づき、監査等委員は重要な会議に出席して意見を述べると共に、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめると共に会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は監査等委員会設置会社の体制を採用しており、取締役5名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を選任し、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。取締役会は、原則として月1度の定時開催とし、更に重要案件が発生した時は、適時臨時取締役会を開催することとしております。取締役会の参加者は十分に情報を与えられた上で、誠実に相当なる注意を払って、会社及び株主の最善の利益のために行動しております。また、当社の取締役会は常にグループでの経営状態を把握し、グループ企業価値の最大化に向けて、「グループ総合力の強化」を図るための中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進しております。

当事業年度においては、取締役会は18回開催されております。

② コンプライアンスの状況

当社グループでは、当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外の関連法規の遵守を柱とする高い倫理観に根ざしたコンプライアンス体制を構築して、グループの健全で円滑な企業運営へ向けた内部統制の強化及び統制活動の整備推進に取り組んでおります。また、企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトングループ・コンプライアンスホットライン」を設置し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

当事業年度においては、コンプライアンス委員会は2回開催しており、委員は情報開示委員会及びグループリスク管理委員会と連携を取り、常に情報の収集に努めております。

また、取締役会及び執行役員会等の審議を通じ、コンプライアンスに関する該当事項を把握しております。

③ リスク管理体制の状況

当社グループでは、当社管理本部長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上に取り組んでおります。また、経営に重大な影響を及ぼすと懸念されるさまざまなリスクを未然に防止し、ステークホルダーの利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、経営資源の保全に努めており、各事業部門に管理責任者を指名し、リスク管理活動を行うと共に、リスク管理に関する重要事項を速やかに報告する体制をとっております。

当事業年度においては、グループリスク管理委員会は4回開催されております。

④ グループ会社管理体制

当社グループでは、ダイトロングループ間の意思の疎通を図り、円滑なグループ活動と、技術、生産、営業の諸問題につきグループとしての統一性をもった体制整備を行い、協調を促進するため、原則として年1回以上のグループ合同役員会を開催しております。

当事業年度においては、グループ合同役員会は2回開催されております。

⑤ 監査等委員会と内部監査の状況

当社は監査等委員会設置会社の体制を採用しており、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり、適法かつ適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外取締役3名は弁護士、公認会計士、社会保険労務士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。

また、内部監査については、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当者により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。

監査等委員会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	70,877,091	流動負債	40,312,094
現金及び預金	21,803,877	支払手形及び買掛金	11,602,737
受取手形	164,475	電子記録債務	11,403,054
売掛金	19,178,029	短期借入金	258,408
電子記録債権	10,122,209	リース債務	85,855
商品及び製品	8,369,145	未払法人税等	1,157,001
仕掛品	4,340,498	賞与引当金	188,469
原材料	1,109,377	製品保証引当金	63,614
前渡金	5,277,487	契約負債	13,674,944
その他	513,816	その他	1,878,006
貸倒引当金	△1,825	固定負債	3,397,158
固定資産	8,418,162	リース債務	133,843
有形固定資産	4,355,900	繰延税金負債	9,972
建物及び構築物	1,870,657	退職給付に係る負債	3,199,932
機械装置及び運搬具	117,281	資産除去債務	53,408
土地	2,102,118	負債合計	43,709,253
その他	265,843	純資産の部	
無形固定資産	409,513	株主資本	32,375,952
その他	409,513	資本金	2,200,708
投資その他の資産	3,652,748	資本剰余金	2,487,450
投資有価証券	3,074,336	利益剰余金	27,946,289
繰延税金資産	75,090	自己株式	△258,496
その他	512,308	その他の包括利益累計額	3,165,027
貸倒引当金	△8,986	その他有価証券評価差額金	1,594,441
資産合計	79,295,253	為替換算調整勘定	1,042,779
		退職給付に係る調整累計額	527,806
		非支配株主持分	45,020
		純資産合計	35,586,000
		負債・純資産合計	79,295,253

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		103,142,476
売上原価		82,163,809
売上総利益		20,978,666
販売費及び一般管理費		13,967,763
営業利益		7,010,903
営業外収益		
受取利息	17,868	
受取配当金	58,980	
補助金収入	43,788	
スクラップ売却益	19,291	
雑収入	47,127	187,057
営業外費用		
支払利息	26,263	
手形売却損	2,624	
為替差損	1,694	
雑損失	10,393	40,976
経常利益		7,156,984
特別利益		
固定資産売却益	1,764	1,764
特別損失		
固定資産除売却損	429	429
税金等調整前当期純利益		7,158,319
法人税、住民税及び事業税	2,158,034	
法人税等調整額	56,877	2,214,912
当期純利益		4,943,407
非支配株主に帰属する当期純利益		19,939
親会社株主に帰属する当期純利益		4,923,468

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	62,953,706	流動負債	37,886,461
現金及び預金	16,934,980	支払手形	484,030
受取手形	136,662	電子記録債務	11,403,054
電子記録債権	10,057,680	買掛金	10,006,369
売掛金	17,896,894	リース債務	43,318
商品及び製品	7,042,379	未払金	835,759
仕掛品	4,309,513	未払費用	206,566
原材料	820,919	未払法人税等	1,046,432
前渡金	5,256,533	契約負債	13,160,872
前払費用	909	預り金	500,971
短期貸付金	210,000	賞与引当金	69,437
未収入金	250,102	製品保証引当金	63,614
その他	39,020	その他	66,034
貸倒引当金	△1,888	固定負債	3,801,260
固定資産	9,328,704	リース債務	77,770
有形固定資産	4,015,383	退職給付引当金	3,670,081
建物	1,596,133	資産除去債務	53,408
構築物	26,523	負債合計	41,687,722
機械及び装置	76,250	純資産の部	
車両運搬具	984	株主資本	29,000,247
工具、器具及び備品	154,878	資本金	2,200,708
土地	2,102,118	資本剰余金	2,487,450
その他	58,494	資本準備金	2,482,896
無形固定資産	400,046	その他資本剰余金	4,554
ソフトウェア	222,234	利益剰余金	24,570,584
リース資産	95,582	利益準備金	163,559
電話加入権	17,239	その他利益剰余金	24,407,025
その他	64,991	別途積立金	5,170,000
投資その他の資産	4,913,274	繰越利益剰余金	19,237,025
投資有価証券	3,074,336	自己株式	△258,496
関係会社株式	737,291	評価・換算差額等	1,594,441
長期貸付金	555,000	その他有価証券評価差額金	1,594,441
差入保証金	374,919	純資産合計	30,594,688
繰延税金資産	314,018	負債・純資産合計	72,282,411
その他	120,413		
貸倒引当金	△262,705		
資産合計	72,282,411		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		90,003,836
売上原価		72,799,970
売上総利益		17,203,866
販売費及び一般管理費		11,767,719
営業利益		5,436,147
営業外収益		
受取利息	11,259	
受取配当金	857,116	
経営指導料	6,777	
為替差益	19,073	
雑収入	70,873	965,099
営業外費用		
支払利息	4,671	
手形売却損	2,624	
貸倒引当金繰入額	172,512	
支払手数料	2,499	
雑損失	6,178	188,486
経常利益		6,212,759
特別損失		
固定資産除売却損	379	379
税引前当期純利益		6,212,380
法人税、住民税及び事業税	1,842,672	
法人税等調整額	△81,426	1,761,245
当期純利益		4,451,134

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

ダイトロン株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトロン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月10日

ダイトロン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトロン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

ダイترون株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 氏 原 稔

監 査 等 委 員 北 嶋 紀 子

監 査 等 委 員 中 山 聡

監 査 等 委 員 南 葉 子

- (注) 1. 監査等委員北嶋紀子、中山聡及び南葉子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2025年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2025年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第74期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金120円 総額は1,263,915,960円

なお、中間配当金として1株につき金70円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金190円となります。

(注) 当社は、2026年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第74期の期末配当につきましては、配当基準日が2025年12月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月31日

て、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏を独立役員とする「独立役員届出書」を提出しており、3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって和田徹氏が9年、今矢明彦氏が5年、細谷和俊氏が3年となります。なお、和田徹氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、土屋伸介氏、毛利肇氏、和田徹氏、今矢明彦氏及び細谷和俊氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、5氏の再任が承認された場合は、5氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととしております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。所有する当社株式の数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

以 上

【ご参考】本総会終結後の各取締役のスキル・マトリックス

第2号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、各取締役が有する専門性・経験は次のとおりとなります。

氏名/項目	企業経営	財務・会計	海外事業	法務・リスク管理	人事・労務 ・人材開発	研究・開発	営業
土屋 伸介	●		●				●
毛利 肇	●	●		●	●		
和田 徹				●	●		
今矢 明彦	●		●			●	●
細谷 和俊	●					●	●
氏原 稔		●	●				
北嶋 紀子				●	●		
中山 聡		●					
南 葉子					●		

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
当社 6階 大会議室



- 交通機関
1. J R 新大阪駅西口より徒歩10分
 2. 地下鉄（御堂筋線）新大阪駅4番出口より徒歩7分

なお、会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。
車いすでのご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

* 当日のお土産の配布は廃止させていただきました。